



12月4日から12月20日まで行われた12月市議会定例会において、議会からの提案で提出された「意見書」と「採決結果」をお知らせします。なお、12月定例会の詳しい内容は2月1日発行予定の「議会だよりNo.69」をご覧ください。

委員会提案

●安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)

<意見書事項>

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の「2017年度夜勤実態調査」では、2交替勤務病棟のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の病棟の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同「2017年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7%、健康不安の訴えが67.5%、そして、「仕事を辞めたい」と思いながら働いている看護師が74.9%で、その理由としては「人手不足で仕事がきつい」が47.7%と最も多くなっています。

また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること

— 採決結果 —

●全会一致で可決

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

●国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書(案)

<意見書事項>

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)にもりこまれ、附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小2を35人学級とし、それ以降国の35人学級はすすんでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げるのが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

— 採決結果 —

●全会一致で可決

(提出先) 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、文部科学大臣

●義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書(案)

<意見書事項>

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、平成31年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。

— 採決結果 —

●全会一致で可決

(提出先) 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

千曲市議会だより

発行/長野県千曲市議会 TEL 026-272-0199(直通) FAX 026-272-0765

ホームページ <http://www.city.chikuma.lg.jp> E-mail gikai@city.chikuma.lg.jp

発行責任者/千曲市議会議長 荻原光太郎 編集/議会広報特別委員会